

社会福祉法人一関市社会福祉協議会 千厩ワークプラザ運営規程

平成 19 年 3 月 14 日 制 定
平成 24 年 3 月 13 日 一部改正
平成 30 年 3 月 13 日 一部改正
令和 元年 11 月 28 日 一部改正
令和 5 年 3 月 14 日 一部改正
令和 5 年 12 月 1 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人一関市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が設置する千厩ワークプラザ（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援（B型）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、職員の定数及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対して、就労の機会及び適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、利用者の知識及び能力の向上のため、就労の機会を提供するとともに日常生活及び社会生活を営むことができるよう生産活動その他の活動の機会を提供し、必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 千厩ワークプラザ
- (2) 所在地 岩手県一関市千厩町千厩字石堂 20 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1 名
サービス管理責任者は、事業計画の作成のほか、事業所の利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行う。
- (3) 職業指導員 1 名
職業指導員は、適切な就労継続支援の提供を行う。
- (4) 生活支援員 1 名
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

2 前項のほか、必要に応じて従業員の職種、員数及び職務の内容に基づき職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める日は、営業日とする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日、12月29日から1月3日まで、及び管理者が別に定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

(事業内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は、次の各号のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、一関市が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- (1) 就労の機会の提供
 - (2) 生産活動の機会の提供
 - (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
 - (4) 職場実習の実施、受入先の確保
 - (5) 公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援
 - (6) 適正又は要望に応じた職場開拓
 - (7) 職場定着を促進するための職業生活における継続支援及び相談
 - (8) 施設外就労
 - (9) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
- 2 次の各号に掲げる費用については、利用者から別に徴収するものとする。
- (1) 日用品費の実費
 - (2) その他事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
- 3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、利用者等に金銭の支払いを求める理由を書面によって明らかにするとともに、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

(工賃の支払)

第8条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払要綱に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、一関市内とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、指定就労継続支援に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者が事業提供を受けるときは、事業所が定める就業規程等を遵守するものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 職員等は、事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第15条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業の主たる対象者)

第16条 事業の主たる対象者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害）

- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

(虐待防止等のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるのものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止等のための指針の整備
- (3) 虐待等を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決の体制の整備
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを一関市に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、指定就労継続支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 当該事業所職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切な指定就労継続支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、職員等の質的向上を図るための、研修を次のとおり実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 職員等であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

(補 則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、本会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。